

平成14事業年度

事業報告書

独立行政法人肥飼料検査所

## 平成14事業年度事業報告書目次

業務の目的及び内容	1
1 業務の目的	
2 業務の内容	
主たる事務所及び従たる事務所の所在地	1
資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減	2
役員の数並びに各役員の氏名、役職及び任期	3
常勤職員数及びその増減	3
法人の沿革	3
根拠法(設立根拠法)	4
主務大臣	4
年度計画に定めた項目ごとの実績(別添)	4
法人の組織図	4

## 業務の目的及び内容

### 1 業務の目的

肥飼料検査所は、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壌改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。

### 2 業務の内容

- (1) 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- (2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- (3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。
- (4) (1)～(3)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (5) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項又は第33条の3第2項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (6) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第21条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (7) 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査を行うこと。

### 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- (1) 主たる事務所の住所  
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟  
(岩槻ほ場：埼玉県岩槻市大字浮谷字寺家2082番1、2085番1)
- (2) 従たる事務所の住所  
札幌事務所  
北海道札幌市中央区大通西10丁目4番1 札幌第二合同庁舎  
  
仙台事務所  
宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第三合同庁舎  
  
名古屋事務所  
愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第二号館  
  
大阪事務所  
大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第二号館別館  
(堺ほ場：大阪府堺市田出井町698の53)  
  
福岡事務所  
福岡県福岡市東区千早3丁目11番15号

資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	政府出資金	1,671,210,900		1,671,210,900		
	計	1,671,210,900		1,671,210,900		
資本剰 余金	施設整備費 補助金	32,398,000	24,033,103	56,431,103		
	運 営 費 交 付 金	766,440	420,000	1,186,440		
	無 償 譲 与	3,486,000		3,486,000	電話加入権 無償譲与	
	出 資 財 産 除売却差額	2,034,000	69,745,000	71,779,000	出資財産 除去差額	
	計	34,616,440	45,291,897	10,675,457		
	損益外減価 償却累計額	96,937,859	79,478,488	19,998,434	156,417,913	
	差引計	62,321,419	124,770,385	19,998,434	167,093,370	

## 役員の数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

【定数：理事長 1、理事 1、監事 2】

〔常勤役員〕

(平成15年3月31日現在)

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
理事長	佐藤 保隆	13. 4. 1	17. 3.31	
理事	武石 悟郎	13. 4. 1	15. 3.31	

〔非常勤役員〕

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
監事 (非常勤)	阿部 亮	13. 4. 1	15. 3.31	
	小林 公英	13. 4. 1	15. 3.31	

### 常勤職員数及びその増減

定数：138人

14年度当初（平成14年4月 1日）：138人

14年度末（平成15年3月31日）：138人

### 法人の沿革

平成13年4月1日、中央省庁等改革に伴い、農林水産省肥飼料検査所は、国民生活及び社会経済の安定等の見地から確実に実施されることが必要な事務として肥飼料の検査業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、国の組織から特定独立行政法人に組織変更されるとともに、埼玉県さいたま市の本部と札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡の5事務所へ改組された。

## 根拠法（設立根拠法）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

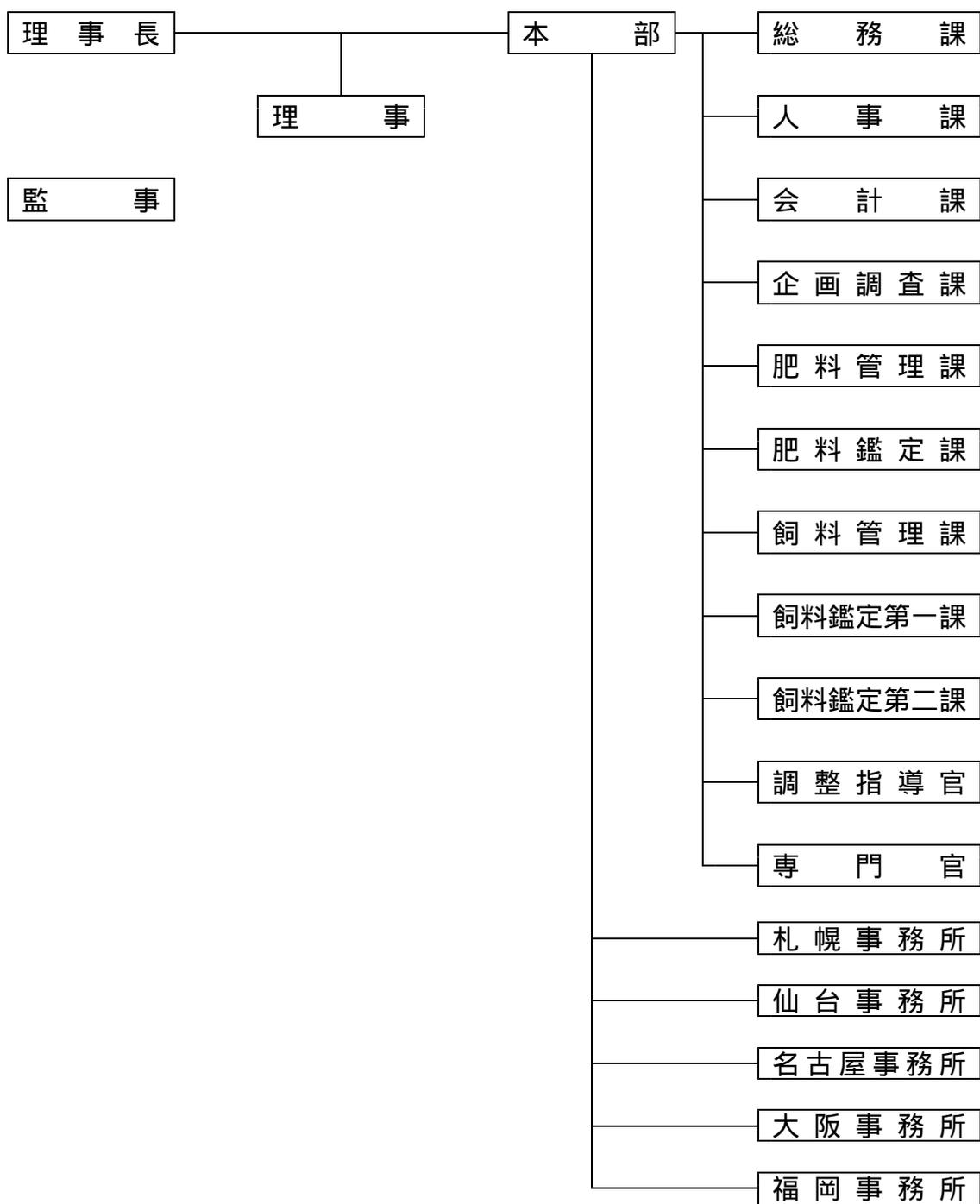
独立行政法人肥飼料検査所法（平成11年法律第186号）

## 主務大臣

農林水産大臣

## 年度計画に定めた項目ごとの実績（別添）

## 法人の組織図



独立行政法人肥飼料検査所平成14年度業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 肥料関係業務                      (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査                      未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。</p>	<p>1 肥料関係業務                      (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査                      肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。                      ア 登録申請マニュアル及び登録Q&amp;Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。                      イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。                      ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法(蛍光X線分析の導入)を実用化し、分析業務の効率化を図る。</p>	<p>1 肥料関係業務                      (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査                      肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進する。                      ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q&amp;Aを要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。                      イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、作成した原材料及び生産工程のデータベース取りまとめ書式及びデータベースソフトに基づき、データベースの作成を開始する。                      ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導</p>	<p>1 肥料関係業務                      (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査                      肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進した。                      ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル、登録Q&amp;A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。                      作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。                      (ア)「登録の手引き」                      (イ)「生産工程の概要の書き方」                      (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」                      (エ)「表示の手引き」                      (オ)「登録Q&amp;A」                      イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を開始した。                      ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を導入した。                      肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たり</p>

入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

の調査件数は256.7件と83.0%増加(表1参照)し、職員1人当たりの調査件数の向上により対応した。

また、汚泥肥料中の銅及び垂鉛のスクリーニング手法を開発した。

表1 肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数{(A)-(B)}/(B)×100=83.0%

	平成14年度	過去5カ年間 (平成7～11年)の平均
調査総件数	1,797	982.4
担当職員数	7	7
職員1人当たり調査件数	256.7(A)	140.3(B)

(2) 収去品の検査  
未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後は、肥料の品質保全上登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査の対象とする肥料の分析成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約15%削減する。  
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より約15%削減する。  
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を22.0%削減(表2参照)する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる(表3参照)ため、次に掲げる事項を推進した。  
これにより、汚泥肥料等の収去点数は136.0%増(表3参照)と大きく増加し、安全性確保の充実が図れた。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。)を現行より20.8%削減(表4参照)した。  
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。平成14年度においては、基本的に、毎月その月のうちの1週間に極力集中して立入検査を実施し、当該月の収去品

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。

ウ 分析業務の効率化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

について一括して分析・鑑定を行った。  
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を導入した。また、汚泥肥料中の銅及び亜鉛のスクリーニング手法を開発した。

表2 従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数

平成14年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100(\%)$
6,775	8,681	22.0

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	平成14年度(A)	平成12年度(B)	$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100(\%)$
立入検査件数(件)	241	91	164.7
収去点数(点)	210	89	136.0

表4 収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除いたもの)

平成14年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100(\%)$
884	1,116	20.8

(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去

ア 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することが見込まれる。このような中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数をそれぞれ15.9%、20.8%削減(表5参照)する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。

これにより、汚泥肥料等の立入検査数は164.7%増(表6参照)と大きく増加し、安全性確保の充実が図れた。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い

的かつ効果的な推進に資するため、  
 (ア) 肥料取締法の改正以前から立入検査業務の対象となっている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対して立入検査業務の重点化を図ることにより、立入検査件数を約15%削減するとともに、  
 (イ) 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数の増加を図ることとする。  
 また、これらとともに、中期目標の期間中に全事業者に対して立入検査を実施する。  
 さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を図る。  
 イ 効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、中期目標の期間中の収去点数（汚泥肥料生

について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。  
 イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。  
 ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。  
 イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。  
 ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減した（表5参照）。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図った（表6参照）。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料（収去点数も考慮した上で、平成13年度において品質管理が不十分な割合の高かった汚泥肥料）に重点化を図った。

表5 従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数

	平成14年度 (A)	平成12年度 (B)	$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100$ (%)
立入検査件数(件)	435	517	15.9
収去点数(点)	884	1,116	20.8

表6 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	平成14年度 (A)	平成12年度 (B)	$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100$ (%)
立入検査件数(件)	241	91	164.7
収去点数(点)	210	89	136.0

産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。)を約15%削減するとともに、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させる。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

- (1) 飼料及び飼料添加物の検査等  
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、約5%増加させる。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

- (1) 飼料及び飼料添加物の検査等  
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。  
イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

- (1) 飼料及び飼料添加物の検査等  
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。  
イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

- (1) 飼料及び飼料添加物の検査等  
飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進し、結果として労働時間当たりの試験点数は、2.318点/日(対前年比0.24%、平成12年度比3.38%)増加(表7参照)した。

- ア 同時定量法が開発されている残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析するとともに、新たにデオキシニバレノール及びニバレノールの液体クロマトグラフ(HPLC)による同時定量法を採用した。  
イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良を行った。  
具体的な対応は、次のとおりである。

- (ア) 飼料中のアトラジン及びシマジン(残留農薬)の同時分析法を開発し、実用可能な方法とした。  
(イ) ガスクロマトグラフ(GC)を用いた飼料中のトリコテセン系かび毒5成分の同時分析法及びHPLCを用いたトリコテセン系かび毒2成分の同時定量法を開発し、実用可能な方法とした。  
(ウ) キャピリ-電気泳動法によるサイレージ中の9種類の有機酸の同時定量法を開発し、実用可能な方法とした。  
(エ) HPLCを用いた配合飼料中のカンタキサンチン及び-ア'-8'-加ア酸エリステル(色素)の同時定量法を開発し、実用可能な方法とした。

ウ かび毒、農薬等のモニタリングサンプルを特定の月にまとめて分析するなど、試験実施期間等を明確にし、集約化を推進した。

表 7 試験に従事する労働時間当たりの試験点数

年 度	12	13	14	15	16	17
試験に従事する労働時間(日)	4,477	4,468	4,635			
試験点数(点)	10,038	10,331	10,118			
労働時間当たり試験点数(点/日)	2.242 (A)	2.312 (A')	2.318 (B)			

対前年比 :  $\{(B)-(A')\}/(A') \times 100=0.241 \%$   
 平成 12 年度比 :  $\{(B)-(A)\}/(A) \times 100=3.381 \%$

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第21条の2の規定に基づく立入検査については、基準・規格等の適合状況、飼料製造業者等届、飼料製造管理者届等の情報のデータベース化を行い、立入検査に係る事務の迅速・効率化を図るとともに、当該データベースを有効に活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等の把握に努めることにより、飼料の安全性の確保のための国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るための肉骨粉等の検査及び我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査の充実を図る等適切な対応をとる。

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行っていくため、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行うことにより、製造業者等の製造等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握し、もって効率的な立入検査等の実施体制の整備を行い、飼料の安全性の確保に係る重要な収去及びモニタリング検査の実施に努める。具体的には、製造実態等の把握が可能な国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果の約半数(約14,000件)及び飼料製造業者届等の約半数(約2,000件)のデータベース化を完成させる。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果15,155件(平成7年度~12年度)及び平成14年度の立入検査結果及び収去品の試験結果2,285件の計17,440件のデータベース化を行うとともに、平成14年12月末までの飼料製造業者等届1,276件及び飼料製造管理者届803件の計2,079件のデータベース化を行った。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実した。

肉前の状況かつ、我が国の輸入飼料原料と各事業年度計画を図り実施する。発生防止を図るため、肉前の状況かつ、我が国の輸入飼料原料と各事業年度計画を図り実施する。発生防止を図るため、肉前の状況かつ、我が国の輸入飼料原料と各事業年度計画を図り実施する。

伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実する。

3 土壤改良資材関係業務  
(1) 集取品の検査  
集取品の検査に関し、集中的に検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務  
(1) 集取品の検査  
集取品の検査について、集中的に検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務  
(1) 集取品の検査  
集取品の検査について、集中的に検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。

3 土壤改良資材関係業務  
(1) 集取品の検査  
集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を19.5%削減(表8参照)した。

表8 集取品1点当たりに要する試験時間

平成14年度(時間) (A)	平成12年度(時間) (B)	{(A)-(B)}/(B) × 100(%)
8.49	10.55	19.53

(2) 地力増進法の規定による立入検査  
地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施することとする。

(2) 立入検査等  
過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施するため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壤改良資材の重点化を図る。

(2) 立入検査等  
過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施する。また、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化を図ることを目的として、作成したデータベースの書式及びデータベースソフトに基づき、データベースの作成を開始する。

(2) 立入検査等  
過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図った。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施した(表9参照)。これらを円滑に実施するため、立入検査結果及び品質管理状況についてのデータベース化を開始した。

表9 土壤改良資材立入検査実績

立入検査件数 (件)	うち過去に問題のあった事業場	
	うち過去に問題のあった事業場	うち立入検査未実施事業場
37	21	8

<p>4 業務運営の効率化による経費の抑制 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>4 業務運営の効率化及び財務運営の改善 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>		<p>4 業務運営の効率化及び財務運営の改善</p> <p>14年度決算における人件費及び新規事業費を除く運営費交付金で行う事業に要した経費は461百万円であり、対前年度決算比で1.6%の経費の節減を図った。</p> <p>14年度決算額(13年度決算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>運営費交付金支出決算額</td> <td>1,787(1,766)</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>うち人件費及び新規事業費</td> <td>1,326(1,297)</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>うちその他の事業費</td> <td>( = - )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>461(468)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>対前年度決算比 461百万円 / 468百万円 98.418%</p>	運営費交付金支出決算額	1,787(1,766)	百万円	うち人件費及び新規事業費	1,326(1,297)	百万円	うちその他の事業費	( = - )			461(468)	百万円
運営費交付金支出決算額	1,787(1,766)	百万円													
うち人件費及び新規事業費	1,326(1,297)	百万円													
うちその他の事業費	( = - )														
	461(468)	百万円													
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>													
<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。このような中で、申請者の利便等に供するため、迅速な登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。 a 新規登録申請 30日 b 登録更新申請 15日 c 登録証の書替交付等の申請 30日</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請マニュアル及び登録Q&amp;Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。 a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、作成した登録申請マニュアル及び登録Q&amp;Aを要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進した。 a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、作成した登録申請マニュアル、登録Q&amp;A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。 (ア)「登録の手引き」 (イ)「生産工程の概要の書き方」 (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」 (エ)「表示の手引き」</p>												

b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図る。

c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。

してもらうように努める。

b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、作成した原材料及び生産工程のデータベース取りまとめ書式及びデータベースソフトに基づき、データベースの作成を開始する。

c 分析業務の迅速化を図るため、開発した蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を導入するとともに、引き続き有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

(オ)「登録Q & A」

b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を開始した。

c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を導入した。これにより、肥料の登録等の申請に係る調査について、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了した(表10参照)。また、汚泥肥料中の銅及び亜鉛のスクリーニング手法を開発した。

表10 肥料登録等申請の調査結果の現行調査期間内の報告状況

	処理総件数	期間内処理件数	期間を超えた件数
新規登録申請	1,797	1,797	0
登録更新申請	4,182	4,182	0
登録証の書替交付等の申請	1,178	1,178	0

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することによ

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都度、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施

(イ) 肥料の登録情報については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を、要請に基づき迅速かつ確実に提供する。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果

(イ) 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等のデータベース化を開始した。これについて、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。

(ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、調査票を渡し、平成14年4月から15年3月の間、91名の方から回答があった。その結果、職員の対応等については問題がなかったが、登録申請窓口の場所がわかりにくいという指摘があったの

<p>り業務運営の改善を行う。</p>	<p>し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。</p>	<p>の評価を行う。</p>	<p>で、改善した。</p>
<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査  (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査の結果を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査  (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件の調査結果を取りまとめる。  このため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。</p> <p>b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査  (ア) 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、平成14年度に開始した仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、平成15年度までに農林水産大臣に報告できるようにする。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進する。</p> <p>a 肥料中のダイオキシン類含有量調査</p> <p>b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査</p> <p>c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査</p> <p>d 牛ふんたい肥等中の病原性大腸菌0-157含有実態調査</p> <p>e 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>f ホームページ上に、公定規格に対す</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査  (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験については1件(平成14年4月25日付け仮登録の肥料について)を行い、平成14年11月19日付けで農林水産大臣あてに報告した。</p> <p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進した。</p> <p>a 肥料中のダイオキシン類含有量調査  工業汚泥肥料22点、混合汚泥肥料4点、水産副産物発酵肥料2点及び汚泥発酵肥料22点の計50点中のダイオキシン類の含有量を調査した。</p> <p>b リン酸質肥料及び複合肥料中のセレン含有量調査  化成肥料等100点中のセレンの含有量を調査した。</p> <p>c リン酸質肥料及び複合肥料中のアンチモン含有量調査  化成肥料等100点中のアンチモンの含有量を調査した。</p> <p>d 牛ふんたい肥等中の病原性大腸菌0-157含有実態調査  150点中の病原性大腸菌0-157の含有実態を調査した。</p> <p>e 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケートを実施した。</p> <p>f ホームページ上に、一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するページを設置した。</p>

	<p>験設計及び試験結果の評価を実施する。</p> <p>* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。</p>	<p>る要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。</p> <p>g 調査を効率的に実施するため、平成14年度末に、学識経験者で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成14年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成15年度の調査研究計画を検討する。</p>	<p>g 調査を効率的に実施するため、平成15年3月25日に、5名の学識経験者等で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成14年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成15年度の調査研究計画を検討した。肥料等技術検討会委員（肩書き）は次のとおりである。          栃木県農業試験場環境技術部長          千葉県農業総合研究センター検査業務課長          独立行政法人農業環境技術研究所化学環境部重金属研究グループ長          財団法人日本肥糧検定協会参与          財団法人日本食品分析センター多摩研究所副所長</p>
<p>ウ 収去品の検査          (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>ウ 収去品の検査          (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。) )</p>	<p>ウ 収去品の検査          (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、平成13年度に実施した試験結果を公表するとともに、平成14年度に実施した試験結果については、平成15年度までにその結果を公表できるようなる。</p> <p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、作成した収去品の検査結果のデータベースの書式及びデータベースソフトに基づき、データベースの作成を開始するとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>ウ 収去品の検査          (ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を20件実施した。また、平成13年度の結果について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p> <p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を開始するとともに、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。</p>

工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託  
肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて肥料等の分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。

工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託  
肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。  
また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。  
(ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日  
(イ)ダイオキシン類分析 60営業日  
(ウ)栽培試験 90営業日  
(水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)

工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託  
肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。  
また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。  
(ア)化学分析((イ)を除く。) 30営業日  
(イ)ダイオキシン分析 60営業日  
(ウ)栽培試験 90営業日  
(水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)

工 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託  
農林水産省及び公益法人から、それぞれ重金属分析の依頼があり、これら計2件を標準処理期間内で実施した。

オ 調査研究  
調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するものうちから、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。  
(ア)肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野  
(イ)肥料の安全性の確保等に資する分野  
(ウ)肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野

オ 調査研究  
調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するものうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。

オ 調査研究  
調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる課題を実施する。  
(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」  
(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」

オ 調査研究  
調査研究については、以下に掲げる課題を実施した。  
(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」  
パークたい肥の腐熟度を簡易・迅速に判定する手法を開発した。家畜ふんたい肥及び汚泥たい肥については、腐熟度を簡易・迅速に判定する手法のとりまとめを行った。  
(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」  
有害重金属2成分(銅及び亜鉛)の迅速分析法を開発した。

<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止のため、肥料用の肉骨粉等の製造業者の要請に基づき14カ所に対して製造基準適合確認検査を実施した。適合すると認められた業者について肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p>
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を作成し、適切に保管する。また、標準試料の配布は、作成が完了し配布できる体制が整った次第、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 標準肥料として化成肥料2試料を作成した。要望に応じて申請受理後7営業日以内に59点配布した。</p>
<p>イ 研修及び指導等 (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術の向上等を図るため、これら者を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年間20回以上実施(法令関係12回及び検査技術関係8回を最低実施)する。 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート</p>	<p>イ 研修及び指導等 (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を26回実施(法令関係14回及び検査技術関係12回を実施)した。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。</p>

<p>ト等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p> <p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>講義の内容の改善を図る。</p> <p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>ト等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討するとともに、必要に応じた改善を図る。</p> <p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議へ講師を延べ8名派遣した。</p>
<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>ウ 国際協力 JICAの要請により、水田土壌及び米穀中のカドミウム含量の実態解明とあわせて肥料中の含有量規制等のため、インドネシアへ短期個別専門家1名を派遣した。</p>
<p>エ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>エ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>エ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>エ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談件数は9,202件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p>
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2の規定による立入検査等を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果については、肥料の分析・鑑定を確保しつ</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>ア 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。</p> <p>イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、収去品1カ月分を一括して分析することにより、分析機器の効率的利用の推進を図った。</p> <p>ウ 蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム及び鉛の分析手法を導入した。また、汚泥肥料中の銅及び亜鉛のスクリーニング手法を確立した。</p> <p>エ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ4</p>

つ、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告する。

内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進により、検査の迅速化を図る。

内に報告できるよう、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進を図る。

0営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表11のとおりである。

表11 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数  
(単位：営業日)

14年 4月	14年 5月	14年 6月	14年 7月	14年 8月	14年 9月
34	36	38	37	35	38
14年10月	14年11月	14年12月	15年 1月	15年 2月	15年 3月
35	36	36	37	37	34

2 飼料及び飼料添加物関係業務  
(1) 飼料及び飼料添加物の検査  
ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査  
飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。  
(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を、中期目標の期間中に75品目程度実施する。また、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、調査結果を踏まえ基準・規格改正に必要な資料を作成する。

2 飼料及び飼料添加物関係業務  
(1) 飼料及び飼料添加物の検査  
ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査  
  
(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、抗生物質22品目、合成抗菌剤7品目、アミノ酸11品目、抗酸化剤3品目、防かび剤3品目及びビタミン31品目の合計77品目について、中期計画期間中に基準・規格等に関する最新の文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行う。同調

2 飼料及び飼料添加物関係業務  
(1) 飼料及び飼料添加物の検査  
ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査  
  
(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、調査結果を取りまとめる。

2 飼料及び飼料添加物関係業務  
(1) 飼料及び飼料添加物の検査  
ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査  
  
(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち酸化剤、防かび剤及びビタミンの15品目(ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール、プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、硝酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β-カロチン、L-アスコルビン酸、エルゴカルシフェロール、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール及びD-パントテン酸カルシウム)について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。

<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>査結果について事業年度ごとに取りまとめる。</p> <p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物G L P査察を実施する。</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物G L P (適正試験基準) 査察を1件実施した。</p>
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を実施し、基準・規格等の適合状況を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p> <p>(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を行う。</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9,300点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,000点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p> <p>(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間200点実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間少なくとも9,300点実施し、検査結果を取りまとめ、ホームページ等で公表する。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,000点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p> <p>(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間200点実施し、その結果を取りまとめる。</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間10,118点実施し、その結果を取りまとめた。また、検査結果は、ホームページ等で公表した。</p> <p>a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,132点</p> <p>b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 8,482点</p> <p>c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 504点</p> <p>(イ) 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定としてチキンミール等45検体、その他の動物性飼料225検体及び牛用配合飼料112検体の計382検体について、延べ1,372点の分析・鑑定を実施し、その結果を取りまとめた。</p>

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。

(エ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等の整備を行い、検査体制を整備するとともに、組換え体飼料のモニタリング検査を実施し、組換え体利用飼料等の流通状況等を事業年度ごとに取りまとめる。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査について、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方策、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、中期目標期間中に取りまとめる。

(エ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。その結果を取りまとめ、全国的な耐性菌発現状況を公表する。

(エ) 組換え体利用飼料等のモニタリング調査については、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実

(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、160株の菌について調査を実施し、その結果を取りまとめた。本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報(2003.1.13 No.2735号 農林水産省生産局畜産部衛生課)に公表した。

(エ) については、大阪事務所にシーケンサーを整備した。については、組換え体飼料のモニタリング検査を111点実施し、結果を取りまとめた。については、MON830系統とN K603系統の識別方法の検討に着手した。については、MON 830系統の定量試験法の検討に着手した。については大豆及びとうもろこしの定量試験法の改良のため、共同試験(2種類)に参加した。

100点実施する。当該組換え体利用飼料等の流通状況等を、事業年度ごとに取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発、飼料中の組換え体の定量試験法の開発、組換え体の定量試験による調査を実施し、これらの結果を中期目標期間中に取りまとめる。

し、結果を取りまとめる。さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発、飼料中の組換え体の定量試験法の開発及び組換え体の定量試験による調査を実施する。

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、収去品の検査結果、飼料製造業者等届及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。

(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査及び飼料製造管理者による管理状況の検査を含め、平成元年以降に国が実施した検査結果の約半数(約14,000件)のデータベース化を行うとともに、飼料製造業者等届の約半数(約2,000件)のデータベース化を行う。

(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を461件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の検査を222件実施した。また、国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果15,155件(平成7年度～12年度)及び平成14年度の立入検査結果及び収去品の試験結果2,285件の計17,440件のデータベース化を行うとともに、平成14年12月末までの飼料製造業者等届1,276件及び飼料製造管理者届803件の計2,079件のデータベース化を行った。

(カ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資するため、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。

(カ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。

(カ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。

(カ) 製造業者等に対して収去品の検査結果に基づき技術的指導を28件実施した(実施中を含む)。また、収去品の検査結果をホームページ等に公表した。

ウ HACCPに関する調査  
HACCPによる飼

ウ HACCPに関する調査  
HACCPによる飼

ウ HACCP指針策定のための調査  
牛海綿状脳症の発生

ウ HACCP指針策定のための調査  
本年度は、実施しなかった。

<p>料等の製造・品質管理の高度化の推進に資するため、飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行う。</p>	<p>料等の製造・品質管理の高度化に資するため、飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行う。特に、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、平成13年度に、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、サルモネラの簡易試験法の開発を行う。</p>	<p>原因究明等調査を優先し、当該業務は実施しない。</p>	
<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析((ウ)を除く。) 30営業日 (イ) 生物分析 30営業日 (ウ) ダイオキシン類分析 60営業日</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析((ウ)を除く。) 30営業日 (イ) 生物分析 30営業日 (ウ) ダイオキシン分析 60営業日</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については17件(延べ19項目-75サンプル)実施し、標準処理期間内に全て処理した。</p>

オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に約10件実施し、必要に応じて開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

カ 標準品等の配布

成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、また、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。

(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に栄養成分等約10件実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

カ 標準品等の配布

成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を

オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上については、以下の項目について分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめる。  
農薬：イプロジオン  
その他：塩素、ヒスタミン、有機酸(多成分同時分析)

(イ) 分析法について、カルシウム(しゅう酸アンモニウム法)及び粗灰分について国際基準との比較検討を実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。

カ 標準品等の配布

常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。

オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上を目的として、塩素、デオキシニパレノール等(5成分)、アトラジン、シマジン、イプロジオン、ヒスタミン、トリブチルスズ化合物、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、クロラムフェニコール、有機酸等12種、カンタキサンチン、<sup>-7'-8'</sup>-加<sup>1</sup>酸<sup>1</sup>エステル<sup>1</sup>の合計28成分(13件)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果をとりまとめた。

(イ) カルシウム(しゅう酸アンモニウム法)及び粗灰分について我が国の公定法(飼料分析基準)と国際基準(ISO)に差があるかどうかを確認するため比較検討を行った。

(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等に資するため、PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出法及びELISAによる飼料中の動物由来たん白質の検出法を確立するとともに、更なる開発・改良を継続中である。

カ 標準品等の配布

常用標準品は517本について、申請を受理した日から10営業日以内に全て配布した。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施した。なお、以上のほか当所が研究機関と共同で開発した動物由来DNAの検出に用いる合成DNA(プライマー)を231件配布した。

<p>キ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新科学の知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>行う。</p> <p>キ 調査研究 飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新科学の知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、飼料の安全性及び品質に関する諸課題の調査研究を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>キ 調査研究 以下の課題の調査研究を実施し、調査結果を取りまとめる。 (ア) 飼料中の動物由来たん白検出法の検討 (イ) 飼料中の動物由来DNA検出法の検討 (ウ) トウモロコシ加工食品中のGMO混入率の定量化技術の検討 (エ) サルモネラの試験法の開発 (オ) 食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査</p>	<p>キ 調査研究 (ア) ELISAによる飼料中の動物由来たん白質の検出法として、カゼイン検出キット及び肉骨粉検出キットの2種について感度及び適用範囲の検討を行うとともに、牛由来たん白質検出キットの検討に着手した。 (イ) PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出に用いる豚由来DNA検出プライマー及び配合飼料中のDNAの識別に必要な植物由来DNA検出プライマーを開発するとともに、魚由来検出プライマーの開発に着手した。 (ウ) とうもろこし加工食品中のGMO（遺伝子組換え体）混入率の定量化技術の検討として、コーングルテンミール及びコーングルテンフィードを対象として予備試験を実施した。 (エ) PCR法による飼料中のサルモネラのスクリーニング検出法の検討を行った。 (オ) 食品循環資源を飼料化している9事業場について、製造・品質管理等の実態調査を実施するとともに、経時的に一般栄養成分、ミネラル、重金属、かび毒、病原微生物、動物性原料の混入の有無の分析・鑑定を実施した。</p>
<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。 (ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。 (イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。 (ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。 (イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。 (ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査を必要に応じて行う。 (イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応 (ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のため、国内（8カ所）及び海外（1カ所）の計9カ所について、流通経路等の検査を実施した。 (イ) 業者からの申請に応じ製造基準適合確認検査を4件実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。</p>

<p>観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p> <p>(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。</p>	<p>観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p> <p>(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。</p>	<p>観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を必要に応じて行い、製造基準に適合するものであると認められた製造事業場を公表する。</p> <p>(ウ) 飼料を海外に輸出する飼料業者等からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を製造現場の確認を含め実施する。</p>	<p>(ウ) 飼料を輸出する業者からの要請に基づき、肉骨粉等の使用に関する検査を10件実施した。</p>
<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p> <p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を367件適正に実施し、申請のあった日から20営業日以内に全て処理した。また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、要望のあった試験結果の通知を開始した。</p>
<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料級抗生物質の製造用原体の簡易単回投与毒性試験及び栄養成分の規格について、当該試験等の必要性を検証するため、これまでに実施している試験の実績及び諸外国の実状を調査し、その結果を取りまとめた。</p>
<p>(3) 飼料及び飼料添加物</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関</p>

について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導

指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。

検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。

について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導

指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。

検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。

について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導

指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行う。

検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。

する技術上の指導

指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、全ての指定検定機関(14機関)に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。

検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を延べ17機関に対して実施した。

(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務

ア 研修及び指導等

(ア)飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。

(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(ウ)国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。

なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講

(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務

ア 研修及び指導等

(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。

(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(ウ)国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。

なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改

(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務

ア 研修及び指導等

(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年間10回以上実施するとともに、必要に応じて飼料製造管理者資格取得講習会を実施する。

(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を派遣する。

(ウ)国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。

なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改

(4)(1)~(3)の業務に附帯する業務

ア 研修及び指導等

(ア)検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修7回(受講者数457名)、試験技術等の研修21回(受講者数366名)の計28回実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、69名)を実施した。

(イ)都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(18回)へ講師を延べ22名派遣した。

(ウ)国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ39回参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行った。

また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図った。

<p>義の内容の改善を図る。</p>	<p>善を図る。</p>	<p>善を図る。</p>	
<p>イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じて、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICAの要請により、フィリピンに短期専門家1名を派遣し、牛の飼養管理に係る飼料の栄養成分等の分析に関する技術指導を行った。また、職員の語学力向上を図るため、語学研修に2名の職員を派遣した。</p>
<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は1,059件であった。</p>
<p>(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図ることにより立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第21条の2に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。</p> <p>ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第21条の2に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施した。</p> <p>ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30営業日以内に農林水産大臣に報告した(表12参照)。</p>

表 1 2 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数

(単位：営業日)

14年 4月	14年 5月	14年 6月	14年 7月	14年 8月	14年 9月
2 4	3 0	3 0	3 0	2 9	2 3
14年10月	14年11月	14年12月	15年 1月	15年 2月	15年 3月
2 5	3 0	3 0	2 5	1 6	2 0

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を収去した日から20営業日と定め、処理期間内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験を終了するよう努め、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20営業日以内に農林水産大臣に報告した(表13参照)。また、試験は全て標準処理期間(20営業日)内に終了した(表14参照)。

表 1 3 収去品の試験結果について分析終了から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数

(単位：営業日)

14年 4月	14年 5月	14年 6月	14年 7月	14年 8月	14年 9月
1 9	1 9	2 0	1 6	1 6	1 8
14年10月	14年11月	14年12月	15年 1月	15年 2月	15年 3月
2 0	1 8	1 6	1 4	2	2 0

表 1 4 試験に要した最長日数

(単位：営業日)

14年 4月	14年 5月	14年 6月	14年 7月	14年 8月	14年 9月
1 7	1 6	1 5	1 5	1 9	1 4
14年10月	14年11月	14年12月	15年 1月	15年 2月	15年 3月
1 6	2 0	1 9	1 5	2 0	1 2

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したこ

ウ 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明等のため緊急に実施する立入検査について、26件を指示に基づき迅速かつ

<p>とに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。</p>	<p>とに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。</p>	<p>とに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。</p>	<p>適切に対応した。</p>
<p>3 土壤改良資材関係業務  (1) 土壤改良資材の検査  ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。  (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務  (1) 土壤改良資材の検査  ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。  (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務  (1) 土壤改良資材の検査  ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。  (イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、作成した集取品の試験結果のデータベースの書式及びデータベースソフトに基づき、データベースの作成を開始するとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務  (1) 土壤改良資材の検査  ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施した。  (イ) 集取品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を開始するとともに、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとした。</p>
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて定めた標</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。</p>

その期間内に適切に処理する。	期間を定め、その期間内に適切に処理する。	準処理期間内に適切に処理する。	
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等        土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。        また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等        土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。        また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等        土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。        また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、必要に応じ、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>ア 研修及び指導等        要請がなく、研修は実施しなかった。</p>
<p>イ 国際協力        輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力        輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力        輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力        要請がなく、国際協力は実施しなかった。</p>
<p>ウ 行政相談への対応        土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応        土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応        土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応        土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談件数は120件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p>
<p>(3)地力増進法の規定による立入検査        地力増進法第17条</p>	<p>(3)地力増進法の規定による立入検査        地力増進法第17条</p>	<p>(3)地力増進法の規定による立入検査        地力増進法第17条</p>	<p>(3)地力増進法の規定による立入検査</p> <p>ア 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たって</p>

の規定による立入検査を行うに当たっては、当該立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ60営業日以内に報告する。

に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、立入検査を集中的に実施し、集取品を集中して試験することにより、試験の迅速化を図る。

に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるよう、集中して試験を実施することにより、試験の迅速化を図る。

は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。  
 イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。  
 ウ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ60営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表15のとおりである。

表15 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数  
 (単位:営業日)

14年 4月	14年 5月	14年 6月	14年 7月	14年 8月	14年 9月
-	-	-	58	58	52
14年10月	14年11月	14年12月	15年 1月	15年 2月	15年 3月
53	49	-	-	-	-

(「-」と記載した月は立入検査を実施していない。)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務 (別紙のとおり)

第4 財務内容の改善に関する事項  
 適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。

第3 予算、収支計画及び資金計画  
 5年間の総予算  
 10,193百万円

第3 予算、収支計画及び資金計画  
 14年度の総予算  
 2,551百万円

第3 予算、収支計画及び資金計画

14年度収入決算額 2,627百万円  
 計画外の政府受託収入等の計画を上回る収入が生じたことにより、収入予算に対し76百万円の収入増となった。

14年度支出決算額 2,545百万円

計画外である政府受託収入等に対応する支出の増が発生したが、人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し6百万円の支出減となった。

なお、平成13年度補正予算により措置された無利子借入金635百万円により、計画どおり肥飼料検査所福岡事務所の建て替え工事を実施した。

第4 短期借入金の限度額  
 2億円  
 (想定される理由)

第4 短期借入金の限度額  
 2億円  
 (想定される理由)

第4 短期借入金の限度額  
 短期借入金の借入は生じなかった。

	運営交付金の受入が遅延	運営交付金の受入が遅延	
	第5 剰余金の使途 肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当	第5 剰余金の使途 肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当	第5 剰余金の使途 当期総利益として6百万円が生じ、前期繰越欠損金7百万円に補填した結果、次期繰越欠損金は1百万円を計上した。
	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画	第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する計画
	1 施設及び設備に関する計画 5年間の施設整備費補助金 162百万円 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	1 施設及び設備に関する計画 14年度施設整備費補助金 27,626千円 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。	1 施設及び設備に関する計画 14年度施設整備費補助金決算額 28百万円 肥飼料検査所大阪事務所実験室改修工事外1件の整備・改修工事を計画に従い実施した。
	2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄物由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の9.9%とする。 (参考) 期初の常勤職員数 139人 期末の常勤職員数の見込み 137人 人件費総額見込み 5,375百万円 (3) その他、人材の確保、	2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 新たな課題に対応するため、今後における人員の適正な配置について検討する。 (2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の常勤職員数と同数とする。 (参考) 年度当初の常勤職員数 138人 年度末の常勤職員数 138人 人件費総額見込み 1,096百万円 (3) その他、人材の確保、	2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 リスク管理、リスクコミュニケーション等の新たな課題に対応するため、今後における人員配置について検討した。 また、必要な人員を確保するための予算・定員要求を行った。 (2) 人員に関する指標 ア 年度末常勤職員数 138人 イ 人件費決算 1,029百万円 (3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画

	<p>人材の養成などについての計画  人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>人材の養成などについての計画  人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、4人(うち女性3人)採用  イ 農林水産省等他機関との人事交流実施(総数:転出18人、転入17人)  ウ 研修等への参加38人(内訳:一般研修16人、技術研修22人)</p>
--	--	--	---

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

農林水産省からの指示・要請に基づく業務	事業年度報告
<p>1 分析関係業務</p> <p>(1) 代用乳(子牛用飼料)等のミネラル量を分析する。</p> <p>(2) 英国産のオキシテトラサイクリン(飼料用抗生物質)中の血粉由来DNAを確認する。</p> <p>(3) 肉骨粉セメント化のために肉骨粉焼却灰のたん白質残留検査を行う。</p> <p>(4) 飼料用焼成牛骨灰のたん白質を分析する。</p> <p>(5) エンドファイト(粗飼料中の有害物質)による牛の事故に対応した分析を行う。</p>	<p>(1) 4例のBSE発生牛に共通して給与されている代用乳等のミネラルの含有実態調査について要請があり、市販の代用乳等のミネラルの含有実態を調査し、報告した。</p> <p>(2) 英国産のオキシテトラサイクリン(精製級)の製造用培地に羊に由来する血粉が使用されている事実が判明し、これらに係る事実関係の調査について要請があり、当該抗生物質の原材料を調査するとともに、PCR法により動物由来DNAの有無を確認し、報告した。</p> <p>(3) 肉骨粉の焼却処理条件の妥当性を確認するため、肉骨粉焼却灰中のほ乳動物由来たん白質の残留に関する検査の実施について要請があり、PCR法により肉骨粉焼却灰中の動物由来DNAの有無を確認し、報告した。</p> <p>(4) 飼料安全法に係る検査の信頼性を確保する観点から、焼成牛骨灰中のたん白質の定量試験の実施について要請があり、Lowry法により当該飼料中のたん白質の含量を分析し、報告した。</p> <p>(5) 家畜中毒事故発生農家で給与されていた輸入乾牧草中の毒素の定量試験の実施について要請があり、液体クロマトグラフ法により当該飼料中の毒素の含量を分析し、報告した。</p>
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 飼料用動物性油脂のサンプリング方法に関する調査を行う。</p> <p>(2) 貯蔵サイロからのとうもろこしのサンプリング方法に関する調査を行う。</p> <p>(3) 梱包乾牧草のサンプリング方法に関する調査を行う。</p>	<p>(1) 飼料用動物性油脂の検査の信頼性を確保する観点から、サンプリング方法の検討について要請があり、飼料用動物性油脂を輸送するタンクローリー車からのサンプリング方法を検討し、サンプリング方法(案)を取りまとめ報告した。</p> <p>(2) 遺伝子組換え体利用飼料の検査の信頼性を確保する観点から、国際的に整合性のとれた方法によるとうもろこしのサンプリング方法の検討について要請があり、他法令(食品衛生法等)に基づくサンプリングの実態等を調査し、サイロからのとうもろこしのサンプリング方法(案)を取りまとめ、報告した。</p> <p>(3) 梱包乾牧草等の検査の信頼性を確保する観点から、国際的に整合性のとれたサンプリング方法の検討について要請があり、採取用ドリル等を用いた乾牧草のサンプリング精度等を検討し、</p>

- (4) 飼料用動物性油脂中のコレステロールの分析法に関する調査を行う。
- (5) 飼料用脱脂粉乳中のクロラムフェニコール(抗生物質)の定量方法に関する調査を行う。
- (6) 生菌剤飼料の薬剤耐性因子の伝達性に関する確認試験を行う。
- (7) デストマイシンA製造原体(飼料用抗生物質)の含有比率に関する確認試験を行う。
- (8) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴う組換え体利用飼料の検査方法の確立を行う。
- (9) 厚生労働省が策定するデオキシニバレノール(かび毒)の分析法に係る共同研究へ参画する。
- (10) 輸入飼料への農薬等の混入実態に関する調査を行う。
- (11) たい肥及び敷草等に含有する有機塩素系農薬の分析法の開発を行う。
- (12) たい肥及び敷草等に含有する有機塩素系農薬の実態調査を行う。

梱包乾牧草のサンプリング方法(案)を取りまとめ、報告した。

- (4) 反すう動物用飼料の製造工程に反すう動物由来油脂が残留していないことを確認する必要があるため、これらを検証する方法の検討について要請があり、動物性油脂に含まれるコレステロールに着目し、ガスクロマトグラフ法によるコレステロールの分析法(案)を取りまとめ、報告した。
- (5) EUからロシア産の脱脂粉乳中からクロラムフェニコール(抗生物質)が検出されたとの情報提供があったことを踏まえ、我が国に輸入される脱脂粉乳中のクロラムフェニコールの分析法を早急に整備するため、クロラムフェニコールの定量法の検討について要請があり、食肉中のクロラムフェニコールの定量法を参考に定量法を検討し、その概要を報告した。
- (6) 生菌剤の耐性因子の伝達に係る調査について要請があり、耐性因子の伝達に関する調査を実施し、その結果を報告した。
- (7) デストマイシンAの新たな分析法の確立及び新たな分析法の精度の検討等について要請があり、定量法について検討し、報告した。
- (8) 組換え体利用飼料については、我が国と同等の安全性審査制度を有する外国政府の審査により安全性が確認された飼料の混入許容基準が設定されることから、その混入率の検査方法の作成について要請があり、「組換えDNA技術応用飼料の検査方法」を作成の上、報告した。
- (9) 厚生労働省が暫定的に設定したデオキシニバレノール(かび毒)の分析法の改良等のため、共同研究への参加について要請があり、共同分析試験に参加するとともに、厚生科学特別研究カビ毒研究班会議に出席し、今後の、分析法開発に係る共同分析の実施等について意見交換を行った。
- (10) 我が国で使用が認められていない無登録農薬が輸入飼料穀物に使用されているのではないかとの問題が提起されたこと等を踏まえ、農林水産省の委託費による輸入飼料中への農薬等の混入実態に関する緊急実態調査について要請があり、これを実施し報告した。
- (11) 古畳のわら、敷草及びたい肥等の肥料中の有機塩素系農薬については、実態が明らかでないことから、当該調査についての要請があったため、分析法の開発を行った。
- (12) 開発を行った分析法を用いて、たい肥等に含有する有機塩素系農薬の含有実態調査を行った。

### 3 その他

( 1 ) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴う再審査事務を行う。

( 2 ) 牛用配合飼料中の動物由来たん白質混入に関する調査を行う。

( 3 ) 飼料検査業務への G L P ( 適正試験基準 ) 導入のための調査を行う。

( 1 ) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴い、安全性評価指針により安全性が確認された品種について、新たな法に基づく基準に則していることの再確認について要請があり、再確認審査書類の技術的内容の検討等を行い、報告した。

( 2 ) 都道府県が実施した検査において牛用配合飼料への動物性たん白質の混入が疑われる事例が認められたことから、動物由来たん白質の混入の有無に係る検証について要請があり、当該製造工場の製造工程の現地調査及び動物由来たん白質の分析を実施し、同工場における動物性たん白質の混入の可能性を検証の上、その結果を報告した。

( 3 ) 飼料安全法の検査品の試験結果について、より一層の信頼性の確保を図る必要があるため、飼料検査業務にGLP等の制度を導入するための調査について要請があり、OECD - GLPやISO等の信頼性保証制度の調査及び飼料検査への適用に関する技術的な問題の検証等を行った。